

# 2022 年度新歓期 団体ビラ PDF 配布企画募集冊子

実施日時

3 月 31 日(木)～5 月 31 日(火)

受付日時

3 月 9 日(水)12:00～3 月 18 日(金)17:00

お問い合わせ先：学友会中央事務局特別事業部

メールアドレス：[info@r-circle.net](mailto:info@r-circle.net)

※メールの際は、件名を

**【2022 年度新歓期団体ビラ PDF 配布企画】**

にするようにお願いします。

発行元：学友会中央事務局特別事業部(以下、特別事業部)

## ◆目次◆

P.3	団体ビラ PDF 配布について
P.4～10	団体ビラ PDF ファイル HP 掲載までの流れについて
P.12～14	企業協賛ガイドライン
P.15～16	個人情報に関する規約

団体ビラ PDF 配布企画を行うにあたって

全て重要な内容ですので、

読み飛ばしがないようにお願いいたします。

## ◆団体ビラ PDF 配布について◆

2022 年度新歓期では、より多くの新入生・新 2 回生に向けて団体に関する情報を発信するために、WEB 上での情報発信を行います。そこで、特別事業部では昨年と同様に、団体の皆様に勧誘ビラ(以下、団体ビラ)を提供していただき、PDF にまとめたものを新歓特設 HP に掲載したいと考えております。

これに伴い、本企画へ参加していただける団体を募集します。皆様のご参加をお待ちしております。

### ★対象団体

- ・立命館大学学友会所属団体
- ・学部プロジェクト団体
- ・その他大学が公認している団体

※有志団体は応募できません。

※以下を必要条件とします。

- ・団体責任者及び団体副責任者が立命館大学学部生であること。

## ◆団体ビラ PDF ファイル HP 掲載までの流れについて◆

### ○HP 掲載までの流れ

- ①団体ビラの受付(WEB)について
- ②団体ビラチェック
- ③団体ビラ修正
- ④集めた団体ビラをまとめた PDF ファイル  
の作成
- ⑤新歓特設 HP への掲載

## ○団体ビラの受付について

団体ビラの受付は **WEBのみ** となっています。  
対面での受付は実施しませんのでご注意ください。

### ① 募集冊子の内容確認

本冊子をよく読んで、必ず内容を確認してください。

### ② 受付

以下の URL より、受付フォームに必要事項を入力し、作成した団体ビラの **PDF データ** を添付して送信してください。

URL : [https://www.ritsumei.club/2022/0303\\_11207/](https://www.ritsumei.club/2022/0303_11207/)

(受付フォームの URL は、学友会 HP にも掲載しています。)

### 《受付期間》

**3月9日(水)12:00～3月18日(金)17:00**

## 《記入事項》

- ・ 団体名(正式名称)
- ・ 団体責任者、副責任者の氏名
- ・ 団体責任者、副責任者の学籍番号
- ・ 団体責任者、副責任者の学内メールアドレス
- ・ 団体責任者、副責任者の電話番号
- ・ 団体の種類(所属と活動内容)
- ・ 団体ビラの PDF データ

※団体ビラの PDF データは以下を必要条件とします。

- ・ A4 サイズであること
- ・ データ容量が 1GB 以下であること
- ・ 各団体 1 種類、表裏合わせて 2 面までであること

※サークルブース企画に参加予定の団体は以下の点に注意してください。

- ・ OIC サークルブース企画、BKC サークルブース企画への参加を予定している団体は、企業協賛なしでビラを作成し、提出するようお願いいたします。本企画で提出したビラを、OIC サークルブース企画、BKC サークルブース企画内でのビラ配布に使用する可能性があります。

なお、OIC サークルブース企画に参加予定で、ビラの手配り配布を予定されている団体に关しまして、サークルブース企画募集冊子に記載している新型コロナウイルス対策の確認をお願いいたします。

- ・ 本企画は衣笠サークルブース企画のビラ配布とは関係がありません。衣笠サークルブース企画でのビラ配布を希望する団体は、学友会 HP より『2022年度ウェルカムフェスティバル衣笠サークルブース企画について』をご確認ください。

## ○団体ビラチェックについて

受付がなされた団体から随時、団体ビラに掲載禁止項目が記載されていないか特別事業部員が確認します。次ページの掲載禁止項目を厳守するようお願い致します。

※掲載禁止項目に該当する内容が掲載されていた場合は、ビラの修正が必要になります。「団体ビラ修正について」(p.10)を参照してください。



## ▼掲載禁止項目について

- ・差別的表現、公序良俗に反する表現
- ・宗教的・政治的に過度な主張を含む内容
- ・その他、新歓実行委員会及び特別事業部が不適切だと判断する内容

また、『2022年度立命館大学学友会勧誘規制規則』に基づき、

1. 学内アドレス及び団体名義の連絡先以外のメールアドレス、その他連絡先(例：個人の電話番号、SNSアカウントなど)。
2. 特別事業部に対して申請されていない企業協賛又は企業協賛ガイドライン(p.12 参照)に反する内容の掲載。

を禁止項目とします。

## ○団体ビラ修正について

団体ビラチェックで修正が必要な箇所が見つかった団体に対して、団体責任者のメールアドレスにビラ修正の依頼を送ります。下記期間内に修正したビラの再提出をお願いいたします。

※団体責任者と連絡が取れない場合は副責任者のアドレスに連絡させていただきます。

### 《受付期間》

**3月9日(水)12:00～3月22日(火)17:00**

(やむを得ない事情がある場合を除く)

※公平性を守るため、受付期限までに受付を済ませている団体であっても、上記期間内に修正したビラの再提出がなされなかった場合は掲載できません。  
余裕を持って提出するようお願い致します。

## ○新歓特設 HP への掲載について

完成した PDF ファイルを新歓特設 HP で掲載します。

《掲載期間》

3 月 31 日(木)～5 月 31 日(火)

URL : <http://festival.ritsumeai.club/welcome/>

# ◆企業協賛ガイドライン◆

## 【団体が企業から受けることができる協賛】

- ・企画でパンフレットやビラを作成する際の広告の掲載料ないし作成料
- ・企画で景品などに使う賞品の提供
- ・企画で使用する物品の無償での借用、あるいは提供
- ・企画運営のための資金の提供

## 【企業が協賛の対価として行えること】

- ・企業名の公表  
ポスター、ビラ、パンフレット、HP、SNS などにおける企業名の掲載
- ・企画内での紹介  
ただし、企業の紹介は団体に所属する学生のみができることとする
- ・企画内で使用・配布する商品の展示
- ・企画の情宣や団体の勧誘がメインになっているビラやフライヤーへの広告掲載
- ・賞品としてのサンプルの配布

## 【企業が協賛の対価として行えないこと】

- ・営利目的の商業行為  
キャンパス構内での物品の販売や契約など
- ・企業の方が企画に出演し、企業の宣伝等を行うこと
- ・企業ブースの展開  
企業のためにキャンパス構内の一定場所を提供すること
- ・アンケートの実施  
ただし、特別事業部が許可し、企業協賛の効果をはかるものかつ対象を企画参加者のみとする場合は例外として認める
- ・広告を含めた求人  
特定の職種に限らず、すべての職種に対し適用する
- ・不動産広告  
ただし企業名のみ的情宣は可能とする
- ・企業の衣装(制服など)を学生に着てもらうこと  
ただし、企業の衣装でない衣装の借用は可能とする
- ・その他、特別事業部が不適切だと判断したもの

## 【その他】

- ・配布物やメディア媒体に関しては、特別事業部の許可を得たものに限る。  
ただし、必ず公表以前に企業協賛申請書、企業協賛に関する誓約書及び配布物やメディア媒体の見本を同時に特別事業部に提出、報告すること。
- ・事前の配布物やメディア媒体等の許可申請の際に、広告量が後述の許可範囲以下であっても、営利色が強いと特別事業部が判断した場合は、注意・警告を行うことがある。
- ・企業関係者は原則入構禁止とする。しかし、特別事業部の許可を得たうえ、学生オフィスに申請された団体に限り、企業関係者による入構を認める。
- ・企業が作成したビラ等の配布などは禁止する。ただし、ビラの内容が団体自身で考えたものであれば、印刷業者への発注は認める。
- ・配布物については必ず入稿前もしくは印刷前に特別事業部に報告すること。

## 具体的許可範囲

自主性の保証のため、掲載する企業に関する広告の割合は以下のように定める。

- ポスター(貼りビラを含む)・・・1/2 未満
- 片面ビラ・・・1/2 未満
- 両面ビラ・・・全体の 1/2 未満  
片面全面掲載は不可
- パンフレット・・・全体の 1/2 未満  
加えて表表紙、裏表紙自体の 1/2 未満でなければならない。
- ポケットティッシュ・・・全体の 1/2 未満  
印刷などデザインを施した部分を全体とする。ビラ等を入れる場合もポケットティッシュの規定通りとする。
- 映像・音声などのメディア媒体における企業協賛において以下の範囲を決める。
  - ・映像・・・静止画の場合は全面積の 1/4 以下とする。  
動画の場合は放映時間が 30 秒以下の場合は全体の 1/5 秒以下とし、30 秒より長い場合は特別事業部でその妥当性を判断する。また、動画中に静止画が表示される場合は、静止画の面積は、画面の全面積の 1/4 以下とし、静止画表示中を含めた放映時間が 30 秒以下の場合は全体の 1/5 秒以下とする。また、30 秒より長い場合は特別事業部でその妥当性を判断する。
  - ・音声・・・放送時間が 40 秒以下の場合は全体の 1/5 秒以下とし、40 秒より長い場合は特別事業部でその妥当性を判断する。  
※映像・音声に関しては、事前に見本を持参のもと特別事業部に相談してもらう。

<具体的許可範囲設定理由>

紙面媒体：団体の情宣スペースの確保及び、規制ライン自体を分かりやすくするために基本的に 1/2 未満と設定する。

- ・映像・音声・・・団体の情宣を適切に行う範囲の確保のため。また紙面媒体よりも影響力が強いと考えられるため、紙面媒体よりも強固な規制を行う。

※上記以外の情宣物・企画などでの使用物などの場合は全体の 1/4 以下とする。

○注意事項

- ・企業協賛を行う場合は必ず特別事業部に企業協賛申請書、企業協賛誓約書及び配布物やメディア媒体の見本を提出し、特別事業部の許可を得てください。
- ・企業協賛を行うことができる団体は、責任などの関係上、学友会所属団体のみとします。また、その他の団体(有志)に関しては中央事務局が承認した団体のみ企業協賛を認めます。ただし、半数が立命館大学学部生で構成された有志団体とします。
- ・各団体で企業協賛について判断の付きにくいものについては特別事業部が、特別事業部でも判断が難しいものは新歓実行委員会が判断します。

# ◆個人情報に関する規約◆

以下は、特別事業部が定めたものである。

(目的)

第1条

本規約は、特別事業部(以下、本事業部)が活動上取得する個人情報の保護を目的とする。

(定義)

第2条

本規約において個人情報とは、個人に関する氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、学生証番号などの個人を識別できる情報をいう。

(責務)

第3条

本事業部は、個人情報保護に関してこの規約を遵守する責を負う。

(管理責任者)

第4条

本事業部における個人情報の取得責任者として、本事業部長を管理責任者に置く。

第5条

管理責任者は、本事業部員が本規約を遵守するように指導・監督する。

(安全管理)

第6条

本事業部は、第三者から個人情報が閲覧されることのないよう厳重に管理する。

(利用目的)

第7条

本事業部は、新歓期における企画もしくは計画の立案及び運営を行う上で必要な業務に限って個人情報を利用する。

(廃棄)

第8条

本事業部は、前条で定めた全ての業務が終了した後、早急に個人情報を廃棄する。

(第三者提供)

第9条

本事業部は、個人情報を第三者に提供しない。

第10条

前条に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、本事業部は個人情報を第三者に提供することがある。

- 1.提供者からの承諾を得た場合
- 2.警察や裁判所などから事件捜査に関わる情報開示の依頼があった場合
- 3.法令に基づく場合